

(20) 公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構 給与等状況報告書

1 職員給与の状況（令和2年度）

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
10 人	20,355 千円	1,797 千円	5,997 千円	28,149 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和3年4月1日現在）

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
243,943 円	254,307 円	47 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	初 任 給	備 考
一般職	大学卒	その者の職、その他の事情を考慮し、理事長が決定する。
	高校卒	

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	経験年数	5 年	10年	20年	30年	備考
	一般職	大学卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
高校卒		－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	内 訳		
期末手当 勤勉手当	〔支給割合〕		
	区 分	期末手当	勤勉手当
	6月期	1.215 月分 (—)	— 月分 (0.795)
	12月期	1.215 月分 (—)	— 月分 (0.795)
	計	2.430 月分 (—)	— 月分 (1.590)
(注) () 内の数値は、県派遣職員の支給割合です。			
職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有			
〔令和2年度実績〕			
支給総額		支給職員数	1人当たり平均支給額
5,996,875 円		10 人	599,688 円
退職手当	〔支給率〕 退職金の支給は独立行政法人勤労者共済機構・中小企業退職共済事業本部との間に退職金共済契約を締結することにより行い、退職手当の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。		
〔令和2年度実績〕 該当なし			
時間外勤務手当 (県の規定に 準ずる)	〔令和2年度実績〕		
支給総額		支給職員数	1人当たり平均支給額
254,462 円		9 人	28,274 円

区分	内 容		
	対象職員	支給月額	
管理職手当 (県の規定に 準ずる)	一定の管理または 監督の地位にある 職員	[令和2年度実績] 1人当たりの平均支給月額 58,200 円	
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配 偶者、子等を有す る職員	ア 配偶者、子以外の扶養親族 ただし、行政職給料表8級、9級及び同相 当職は右のとおり。	6,500 円 8級: 3,500円 9級: 支給しない
		イ 子	9,200 円
		満15歳に達する日以後の最初の4月1日から 満22歳に達する日以後の最初の3月31日ま での間にある子	1人につき 5,000 円を加算
		[令和2年度実績] 1人当たりの平均支給月額 13,325 円	
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月 額12,000円を超え る家賃を支払って いる職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給
		イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けて いる者	借家・借間居住者の例に よった場合の額の2分の 1相当額
		[令和2年度実績] 該当なし	

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,600 円から 50,100 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	1か月の特別急行料金等の3分の2の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度）
		エ 駐車料金を負担している場合	（駐車場代の加算） 通勤のため自動車を使用し、駐車場の利用に係る料金を負担することが常例とする場合、当該利用に係る1月あたりの職員負担額が5,000円を超えるとき、1月あたり1,000円を上限として支給 （パークアンドライド） 公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額を支給（1月あたり3,000円を上限とする。）
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
	〔令和2年度実績〕		
		支給総額	支給職員数
	523,800 円	10 人	4,365 円

6 役員の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区分	給料・報酬月額	期末手当	備考
理事長	300,000 円	6月期 1.3 月分 12月期 1.7 月分	
副理事長	評議員会・理事会 出席1回につき 10,000円	—	
理事		—	
評議員		—	
監事	監査1回につき 30,000円 評議員会・理事会 出席1回につき 10,000円	—	

〔令和2年度実績〕

①常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり平均支給月額 (期末手当等を含む)
4,519,200 円	1 人	376,600 円

②非常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり平均支給月額
250,000 円	9 人	2,315 円

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区分	変更後	変更前	変更理由
通勤手当	(駐車場代の加算) 通勤のため自動車を使用し、駐車場の利用に係る料金を負担することが常例とする場合、当該利用に係る1月あたりの職員負担額が5,000円を超えるとき、1月あたり1,000円を上限として支給	(その他の駐車場代の加算) 県の支給要件に合致しないため制度を設けていない。	県の制度に準じた改正

(2) 適用日

令和2年10月1日